

# 事業展開拡大支援補助金【チャレンジ補助金】募集要領

## 1. 目的

意欲的に自社の成長を図る企業または団体及び個人事業主が行う、【新商品開発・商品改良】、【新規販路開拓・販路拡大】及び【IT導入による業務改善】の取り組みを支援することで、出雲市内の産業の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 補助対象者

- (1) 出雲市内に主たる事業所を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 出雲市税等の滞納のない者

## 3. 補助メニュー

### (1) 新商品開発・商品改良事業

#### ①新商品開発事業

申請者がターゲットとする市場において、新規性・独創性のある商品（物財に限る）を開発する事業。なお、開発にあたっては産業財産権（特許・商標等）の取得等「知的財産」を活用するとともに、他者の権利侵害へ留意すること。

～対象外となる例～

○飲食店等におけるメニューの開発や調理・提供方法の開発

#### ②商品改良事業

申請者の既存商品（物財に限る）について、市場ニーズに沿ったサイズ(小型化・大型化)・用途・機能などを改良する事業。なお、開発にあたっては産業財産権（特許・商標等）の取得等「知的財産」を活用するとともに、他者の権利侵害へ留意すること。

～対象外となる例～

○素材や既製品を組み合わせた商品の開発（詰め合わせたセットなど）

○既製品の軽微な変更で製品の種類を増やす取り組み

（同商品で風味や容量を変更・追加する場合など）

### (2) 新規販路開拓・販路拡大事業

#### ①新規販路開拓

申請者の既存商品（物財に限る）の新規販路開拓のため、過去に出展したことのない商談・展示会等\*に出展する事業。

※商談・展示会等・・・県外で開催されるもので、申請者が国または地方自治体からの補助を受けていないものに限る。

～対象外となる例～

- 一般消費者への販売が主な目的であり、BtoBなどの商談が期待できないものへの出展

## ②販路拡大事業

申請者の既存商品（物財に限る）の販路拡大のため、パッケージデザインの改良、ホームページの開設等を行う事業。

～対象外となる例～

- チラシ・パンフレット等のデザインおよび印刷費
- パッケージ包材のみの変更でデザイン性が変わらないもの  
ex) 真空パックに変更することで消費期限を延長する
- 既製品の軽微な変更によるパッケージデザインの変更  
ex) 同商品で風味や容量の変更・追加に伴う変更
- 企業PR等が主であり、商品PRのページが乏しいホームページの製作

## (3) IT導入業務改善事業

日常業務の効率化を図るため、電子システム\*を新たに製作し導入する事業。

※電子システム例・・・生産管理、受発注管理、運送管理、顧客情報管理、会計、労務管理など

※製作委託先は、市内IT関連企業又はチーム出雲オープンビジネス協議会会員企業とする。

～対象外となる例～

- 既存パッケージソフトの購入  
※既存パッケージソフトをカスタマイズし導入する場合は対象

## 4. 補助金額及び補助率

対象経費の1/2以内 上限100,000円

※新商品開発については総事業費が150,000円(税抜)以上の事業に限る。

(変更、実績の段階で150,000円を下回った場合は交付しない。)

※1,000円未満切り捨て

## 5. 補助対象経費

対象経費については、対象経費一覧表（P4～5参照）のとおりとする。

## 6. 補助対象期間

交付決定の日～平成30年3月31日

※商談・展示会等の申込みをする場合（旅費・宿泊手配等含む）を除き、交付決定前に事業着手された場合は対象外となります。交付決定は5月中旬を予定

## 7. 募集期間 平成29年4月3日(月)～平成29年5月2日(火)

## 8. 申込方法

補助金等交付規則、交付要綱、募集要領を確認のうえ、下記の書類を21世紀出雲産業支援センターへ提出すること。

規則、様式等は、21世紀出雲産業支援センターのホームページからダウンロード可能。

- ①【様式第1号】補助金等交付申請書
- ②【様式第1号①～③】事業計画書
- ③【様式第2号】収支予算書
- ④市税等の滞納のない証明書 ※出雲市役所市民税課で発行
- ⑤対象経費の見積書等
- ⑥その他事業に係る資料

## 9. 提出方法 原則、持参による (受付時間 平日9:00～17:00)

提出先：NPO 法人 21世紀出雲産業支援センター

〒693-0002 出雲市今市町北本町3-2-1

TEL：0853-25-2488 FAX：0853-24-0086

E-mail：[info@npo-i-i-support.org](mailto:info@npo-i-i-support.org)

H P：

## 10. 審査

書類審査を行い、予算の範囲内において、交付決定する。※原則、ヒアリングを行う。

## 11. 用語の説明

この募集要領に、掲げる用語の説明は、以下のとおりとする。

- (1) 新商品 ターゲットとする市場において、新規性・独創性のある商品（物財に限る）で、他者の知的財産権を侵害していないもの。
- (2) 商品改良 補助事業者の既存商品（物財に限る）を、市場ニーズに沿ったサイズ（小型化・大型化）・用途・機能に改良する取り組み。
- (3) 商談・展示会等 補助事業者が過去に出展したことがない県外で開催される商談・展示会。  
なお、補助事業者が国または地方自治体から補助を受けていないものに限る。
- (4) IT導入 日常業務の効率化を図るため、生産管理、受発注管理、運送管理、顧客情報管理、会計、労務管理などの電子システムを新たに製作し導入する取り組み。

## 12. 対象経費一覧表

経費区分		内 容	事 業		
			(1)	(2)	(3)
謝金	専門家等謝金	<p>○専門的知識を有する者（大学教授、コンサルタント、デザイナー等）に依頼し、新商品の開発に係る試作・改良等の改善・評価や市場調査事業に関しての指導・助言等を受けた場合に支払われる経費</p> <p>※大学（短大含む）教授、名誉教授、弁護士、判事、弁理士、鑑定士などの専門家 日額 30,000 円以内</p> <p>※上記以外で、知識・技能・資格を有し、職業とする者 日額 10,000 円以内</p>	○	○	—
	旅費	<p>○上記の専門家等により、指導・助言等を受けた場合に支払われる旅費</p> <p>※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外とする。</p> <p>※タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費は補助対象外とする。</p> <p>※日当は、補助対象外とする。</p>	○	○	—
社員等旅費	<p>○事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー等参加費は除く）や各種調査を行うための旅費。</p> <p>○原則、1回1名分、展示会等への出展は1回2名分を補助対象とする。</p> <p>○出展後の商談先への営業活動に係る1回1名分の交通費。</p> <p>※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外とする。</p> <p>※タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費は補助対象外とする。</p> <p>※日当は、補助対象外とする。</p>	○	○	—	
事務経費	借損料	<p>○新商品開発・商品改良のための試作品製作に直接必要な機械・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>※補助事業期間内についてのみ補助対象とする。</p> <p>○展示会等への出展の際に小間代として支払われる経費</p> <p>○展示会等の際の小間装飾等に支払われる経費</p>	○	○	—
	通信費	<p>○郵便代、運送代（保険料を含む。）等として支払われる経費</p> <p>○展示会等における備品・商品等の運搬費</p>	○	○	—
	調査費	<p>○市場調査・ニーズ調査等に係る既存データ等を購入するために支払われる経費</p>	○	○	—

経費区分		内 容	事 業		
			(1)	(2)	(3)
事務経費	原材料・消耗品費	<p>○新商品開発のための試作、商品改良に直接使用する主要原材料・副資材の購入（<u>自社製品の購入は除く。</u>）に支払われる経費</p> <p>※補助事業期間内に使用するもののみ補助対象とする。</p> <p>※原材料等は必要最低限にとどめ、補助事業終了時に使い切ること。終了時点の未使用部分価格は対象外とする。</p> <p>※同等であれば、出雲市産の原材料を使うことが望ましい。</p>	○	○	—
	産業財産権取得経費	<p>○特許権、実用新案権、商標権、意匠権の取得に係る経費</p> <p>※出願費、弁理士費用、書類作成費、先行技術調査費、通信費など</p>	○	○	—
	委託費	<p>○事業を遂行するため、外部への委託・外注先に支払われる経費で、データ集計・分析、分析試験、検査、調査、加工、設計、デザイン、コンサルティング、ホームページ制作、翻訳など、専門性・効率性の観点から妥当と認められるものを補助対象とする。</p> <p>※パッケージデザインの改良については、販路を拡大するために取り組む場合に限定する。</p> <p>※IT 導入業務改善事業に係る電子システム製作の委託先は、市内 IT 関連企業又はチーム出雲オープンビジネス協議会の会員企業とする。</p> <p>※ホームページは、<u>サイト公開後、3 か月間のアクセス分析を行うこと。</u></p> <p>ホームページ立ち上げに伴うランニングコスト・機器購入費・保守費等の付随費用は対象外とする。</p>	○	○	○